

道路空間を活用したカーシェアリング社会実験の 延長・拡充に伴う実験参加者を募集 ～カーシェアリングの本格実施に向けた検討を進めます～

国土交通省では、道路空間を活用した交通モード間の接続（モーダルコネクト）を強化する取組みとして、地下鉄大手町駅に近接した国道1号の道路上にカーシェアリングステーション（S T）を設置し、その有用性等を検証する社会実験を昨年12月から実施しています。

今般、更なる検証を行うため、社会実験の実施期間の延長及び実施箇所を増設することとし、本日より、改めて実験参加者の公募を開始します。（締切は12月18日（月））

昨年12月からの社会実験（資料1）において、利用状況や利用者アンケート調査結果を検証したところ、他の交通手段と組み合わせた利用も確認できており、モーダルコネクトとしての機能の強化が図られています。また、国道1号のS Tは利用者の満足度が高く、道路上を活用したS Tの増設を希望する意見も多くいただいているところです。（資料2）

一方、道路上へのS Tの設置を促進するため、条件の異なる箇所において、必要な項目の検証を実施し、S Tを設置するための留意事項等を整理し、とりまとめることが必要です。（資料3）

このため、国道1号における社会実験の実施期間を約1年間延長するとともに、立地特性の異なる他の箇所にS Tを増設し、更なる検証を行うこととしました。（資料4）

【社会実験の公募概要】

1. 公募受付期間

平成29年11月28日（火）～平成29年12月18日（月）

2. 実施箇所

東京都千代田区丸の内1丁目 国道1号の大手町駅付近（継続）

東京都港区新橋4丁目 国道15号の新橋駅付近（新規）※

3. 運営車両

道路運送車両法で定める第一種原動機付自転車

4. 実験参加者の要件等

詳細は、公募要領をご覧ください。なお、公募要領につきましては、下記のウェブサイトからダウンロードすることができます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/>（トップページ上部のピックアップを参照ください）

※貨物車の駐車スペースを併設する予定

<問い合わせ先>

国土交通省 道路局 環境安全課 道路交通安全対策室 課長補佐 おおえのき けん 大榎 謙
代表 03-5253-8111（内線 38104）直通 03-5253-8907 FAX 03-5253-1622

[詳細はこちら]

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長 さんじょう けんいち 三條 憲一
代表 03-3512-9090（内線 471） FAX 03-3512-9889

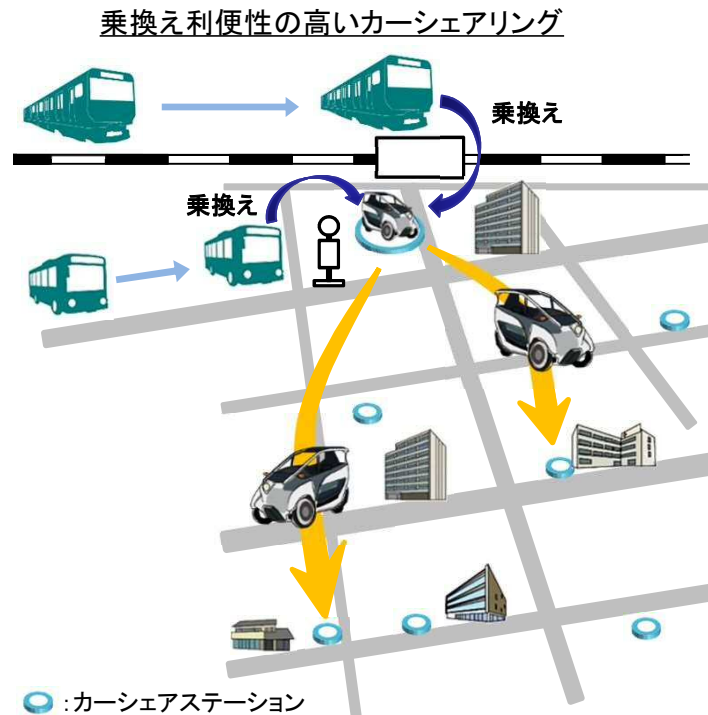
道路空間を活用したカーシェアリング社会実験(概要)

資料1

○公共交通からの乗換え利便性の高い路上に小型モビリティ用のステーションを設置し、有用性や課題について検討する

実験概要

- 実施期間:平成28年12月20日(火)
~平成29年12月下旬(予定)
- 実施箇所:東京都千代田区丸の内1丁目
国道1号の道路上
(業務の利用者が多い地下鉄大手町駅の出入口に近接した箇所で実施)
- 運営車両:COMS、i-ROAD
(道路運送車両法で定める第一種原動機付自転車)
- 運営方法:ワンウェイトリップ方式※
- 実施主体:道路空間を活用したカーシェアリング
社会実験協議会
(国交省、東京都、千代田区、警視庁、有識者、パーク24(株)、
一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会)
- 主な検証項目:
 - ・運営車両の回遊実態(利用件数、OD 等)
 - ・利便性向上効果(利用者の行動変化 等)
 - ・車道・歩道の安全性・快適性(交通流の妨げの有無)



COMS



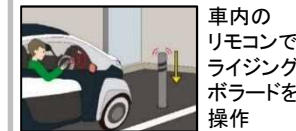
i-ROAD

利用の手順

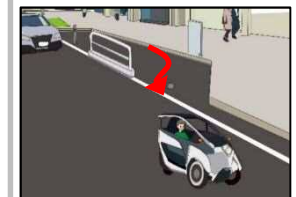
①利用登録



②駅近くで乗換え



③カーシェアで移動



※複数箇所設置された貸出し・返却拠点(ステーション)のうち、どこでも貸出し・返却が可能な方式
実験参加者が別途運用中の「Times Car PLUS × Ha:mo」のステーションを活用

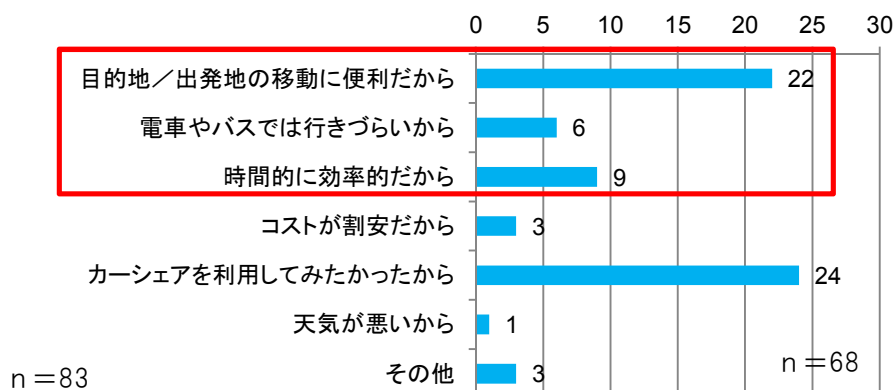
道路空間を活用したカーシェアリング社会実験の検証結果

【カーシェアリングの有用性】

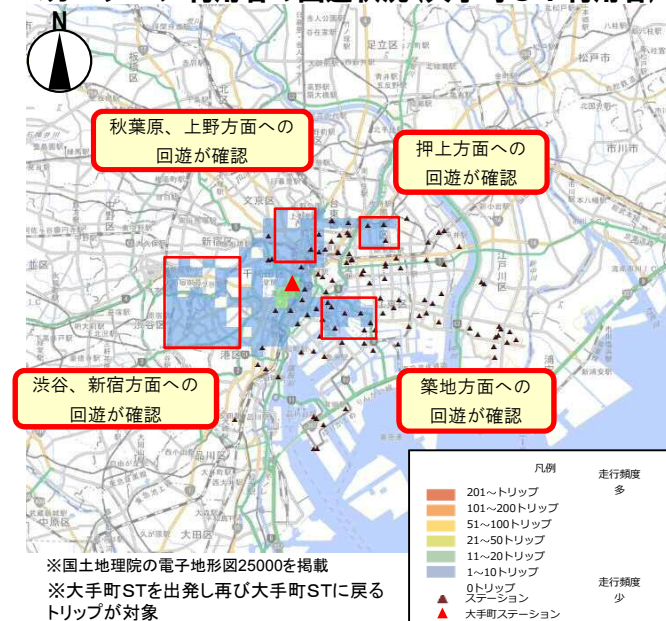
- ・他の交通手段と組み合わせた利用も確認できており、モーダルコネクトとしての機能の強化が図られている。
- ・公共交通で移動し難かったエリアへの利用やワンウェイ方式を活かした公共交通と組み合わせた利用が見られ、公共交通を補完する役割を担っている。
- ・ステーションのないエリア（渋谷・新宿方面、秋葉原・上野方面）への立ち寄り行動が確認できるなど、単なるステーション間の移動手段に留まらない回遊性が認められた。



<大手町ST>



<カーシェア利用者の回遊状況(大手町ST利用者)>

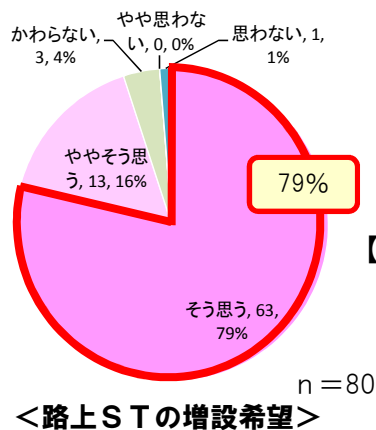
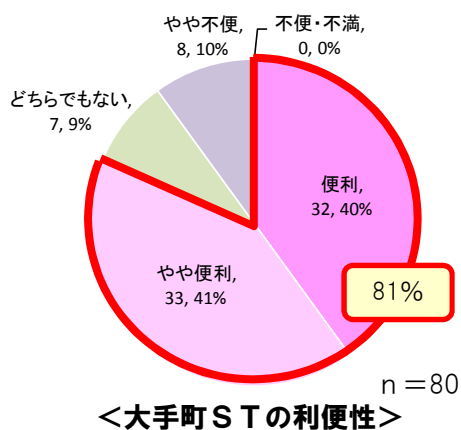


<大手町ST利用時の移動手段>

<カーシェアを利用した理由(大手町ST利用者)>

【道路空間におけるステーションのあり方】

- ・大手町ステーションは利用者の満足度が高く、道路上を活用したステーションの増設を希望する意見も多い。



【道路空間におけるステーションの安全性・快適性】

- ・利用者の75%が「ステーションからの車両の出し入れでヒヤリとした経験がない」と回答しているが、車両の出し入れに難ありとの意見もあった。
- ・大手町ステーションでは歩行者通行空間が十分確保されており、歩行者への影響は小さい。
- ・実験期間中、事故の報告はなく、車道における危険性は小さい。

- ・ 道路上にS Tを設置する必要性が認められる条件
- ・ S Tに必要な設備、施設の設置計画・設計に係る留意事項
- ・ 設置手続き、運営にあたっての留意事項 等



必要な項目について検証を実施



検証結果を踏まえて、
S T設置のための留意事項等を整理しとりまとめ

(参考)

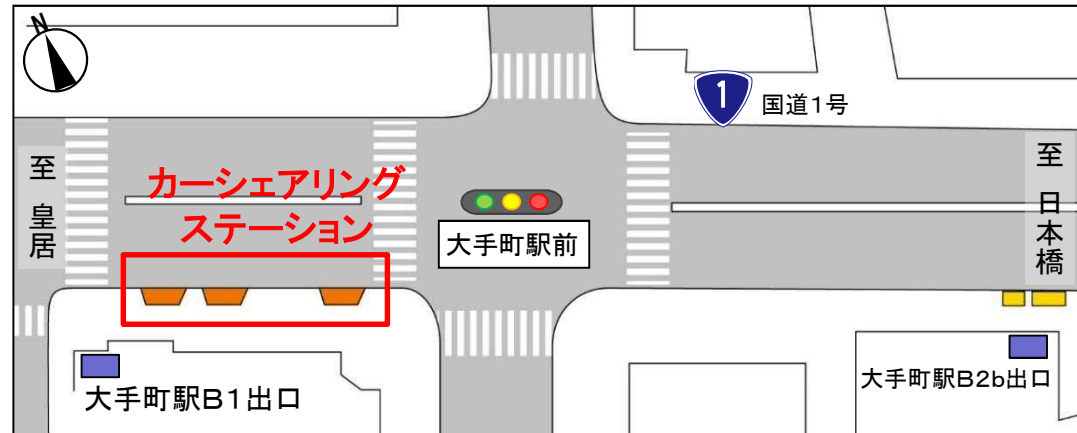
- ・ シェアサイクルやカーシェア等を公共交通を補完する交通手段として位置付け、道路空間上へのシェアポートの設置も含め、利活用を推進することが必要
- ・ 公共交通を補完する交通として、普及が拡大するカーシェアリングを含め、シェアリングの活用を促進する必要がある。（社会資本整備審議会 道路分科会 建議（H29.8.22））

位置図

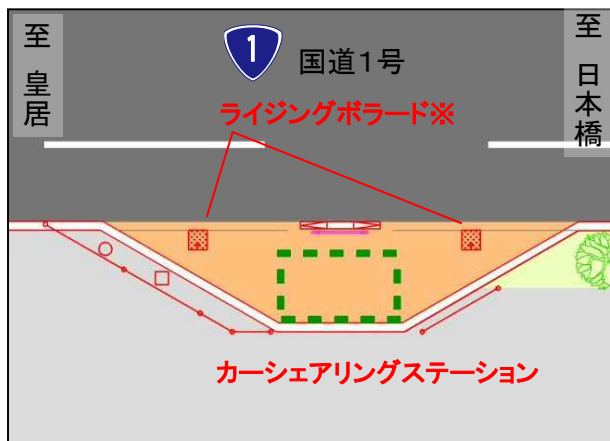


— カーシェアリングステーション設置箇所

拡大図

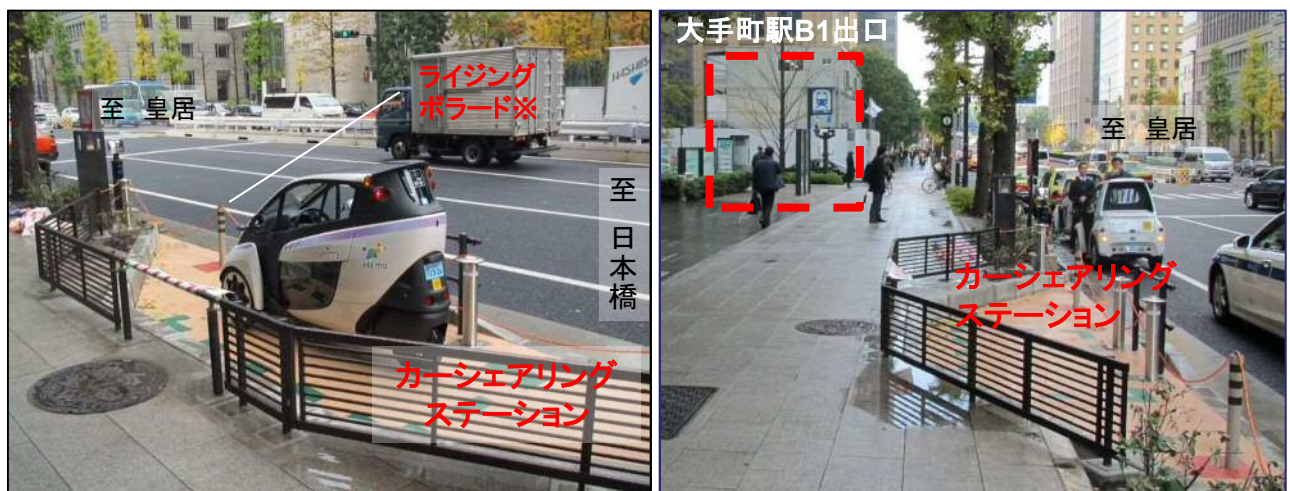


カーシェアリングステーション



※円筒型のボラード(車止め)が機械式で昇降するもの

状況写真



道路空間を活用したカーシェアリング社会実験実施箇所（国道15号）

位置図



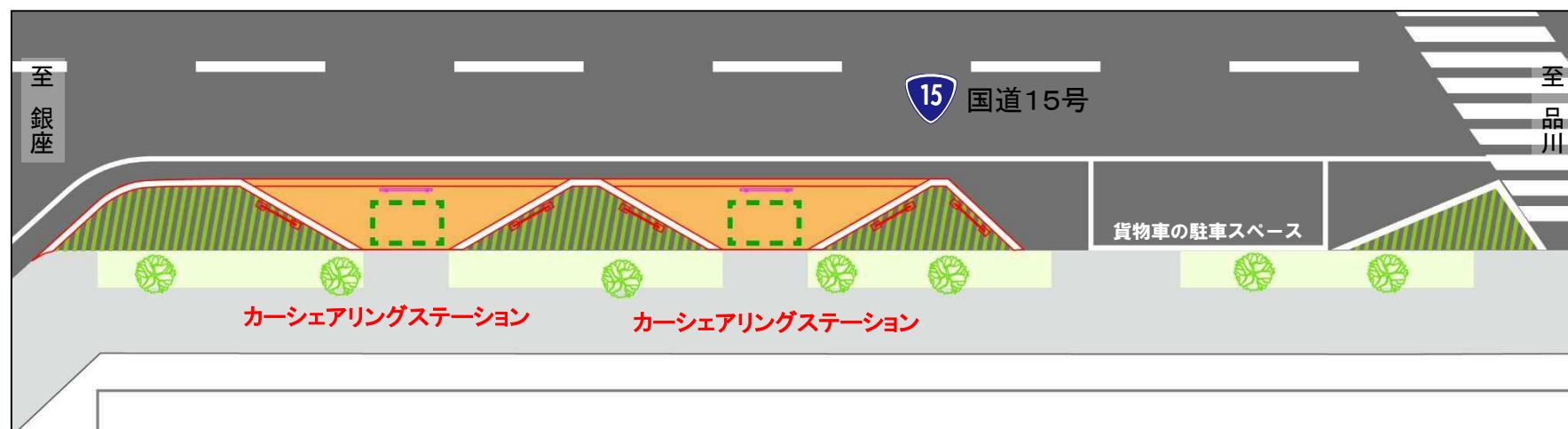
※国土地理院の電子地形図25000を掲載

— カーシェアリングステーション設置箇所

拡大図



カーシェアリングステーションのイメージ



※上図はイメージであり、ライジングボラードなど構造形式の詳細は実験参加者の決定後に提示します。
※ステーションの整備及び維持管理に要する費用は、実験参加者の負担となります。